

2007年5月16日

会社名 株式会社日立製作所

代表者名 執行役社長 古川 一夫

(コード番号:6501)

(上場取引所:東・大・名・福・札)

日立とGEによる原子力事業の新会社 「日立GEニュークリア・エナジー株式会社」の概要について

株式会社日立製作所(執行役社長:古川 一夫/以下、日立)は、本日、昨年11月にGE(会長兼CEO:ジェフリー・R・イメルト)と締結した原子力事業における世界的な戦略的提携に関する意向書(LOI / Letter of Intent)に基づき、2007年6月上旬に米国及びカナダにおいて、また、2007年7月1日に日本において原子力事業を行う新会社を設立し、両社がそれぞれ新会社三社に出資することで合意に至りました。本日、日立は、日本において原子力事業を行う新会社「日立GEニュークリア・エナジー株式会社」(以下、日立GEニュークリア・エナジー)との間で吸収分割契約を締結しましたので、お知らせします。

日立は、本提携の実施のために日立100%出資の日立GEニュークリア・エナジー*1を設立しており、2007年7月1日に、会社法に定める吸収分割制度を用いて、日立の発電用軽水型原子炉施設、高速増殖炉施設、原子燃料サイクル関連施設などの設計、製造、据付及び保守に関する事業を同会社に承継させます。同時に、関係官庁からの許認可取得状況に応じて、同会社は、GEからの出資を受け、出資比率を日立80.01%、GE19.99%にして、営業を開始する予定です。

日立GEニュークリア・エナジーは、日立とGEがこれまで培ってきたノウハウ、経験を活かしながら、両社の強みを融合することで、日本において、改良型沸騰水型原子炉(Advanced BWR)をはじめとする原子力事業の拡大をめざします。

*1 日立グローバル・ニュークリア・エナジー株式会社を2007年1月4日に設立し、3月20日に日立GEニュークリア・エナジーに商号変更を行いました。

この会社は、日立とGEが戦略的提携を開始するまでは事業を行いません。

1. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程(予定)

吸収分割契約締結(日立、日立GEニュークリア・エナジー)	2007年5月16日
吸収分割契約承認株主総会(日立GEニュークリア・エナジー)	2007年6月18日
吸収分割の効力発生日	2007年7月1日

(注)会社法第784条第3項の規定により、日立は分割契約書に関する株主総会の承認は得ずに分割を行います。

(2)分割方式

日立の電力グループ原子力関連事業の大部分(以下、承継事業)を吸収分割により日立 GE ニュークリア・エナジーに承継させます。

(3)割当株式数

日立 GE ニュークリア・エナジーは普通株式 8,000 株を新たに発行し、その全てを日立に割り当てます。なお、当該株式にかかる株券は発行しません。

(4)割当株式数の算定の考え方

日立 GE ニュークリア・エナジーが本吸収分割に際して発行する株式数については、日立が日立 GE ニュークリア・エナジーの完全親会社であるため、適当な数をもって定めるところ、GE との協業体制を構築し、日立グループの原子力関連事業の発展をめざす本吸収分割の趣旨に鑑み、日立 GE ニュークリア・エナジーが普通株式 8,000 株を発行し、その全てを日立に交付することが相当であると判断しました。

(5)分割により減少する日立の資本金等

減少する資本金及び資本準備金はありません。

(6)日立の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

吸収分割に際し、日立の新株予約権者に対して、当該新株予約権に代わる日立 GE ニュークリア・エナジーの新株予約権は交付しません。

(7)日立 GE ニュークリア・エナジーが承継する権利義務

日立は、承継事業に関する吸収分割の効力発生日の前日における資産及び負債、承継事業に関する契約における契約上の地位を日立 GE ニュークリア・エナジーに承継させます。

(8)債務履行の見込み

日立と日立 GE ニュークリア・エナジーは吸収分割の効力発生日以後に弁済期が到来する各社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

2. 分割当事会社の概要

(1)商号	株式会社日立製作所	日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社
(2)事業内容	情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器の開発、生産、販売、サービス	発電用軽水型原子炉施設、高速増殖炉施設、原子燃料サイクル関連施設及びその他関連製品の設計、製造、据付及び保守に関する業務
(3)設立年月日	1920年2月1日(創業1910年)	2007年1月4日
(4)本店所在地	東京都千代田区丸の内 一丁目6番6号	茨城県日立市幸町三丁目1番1号
(5)代表者の役職・氏名	執行役社長 古川一夫	代表取締役 羽生正治
(6)資本金	282,033百万円	50百万円
(7)発行済株式数	3,368,126,056株	2,000株
(8)総資産	3,873,901百万円	100百万円
(9)決算期	3月	3月
(10)大株主及び持株比率	ナッツ クムコ 11.30% ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 7.33% 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 6.29%	株式会社日立製作所 100% *2

*2 関係官庁からの許認可取得の状況に応じて、2007年7月1日には、出資比率が日立製作所 80.01%、GE19.99%になる予定。

3. 新会社 日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社において新たに就任する役員

役職	名前	
代表取締役	羽生 正治	(日立製作所 電力グループ 原子力事業部長)
取締役	久野 勝邦	(日立製作所 特命顧問)
取締役	丸 彰*	(日立製作所 執行役常務 電力グループ長)
取締役	田中 幸二*	(日立製作所 執行役常務 日立事業所長 兼 電力グループ副グループ長)

本提携の開始と同時に、GEの代表者1名が取締役会のメンバーとなります。

括弧内は2007年5月1日現在。*は兼務。

4. 分割する事業の内容

- ・日立の電力グループ原子力関連部門が担当する原子炉関連設備(日立教育訓練用原子炉を除く)、放射性廃棄物処理関連設備、原子燃料サイクル関連設備(以下、総称して「原子炉関連設備等」という)及びその関連製品の開発、設計及び製造に係る事業。

- ・上記に掲げる製品の販売に係る事業。但し、日立のトータルソリューション事業部が取り纏めている製品の販売に係る事業を除く。
- ・上記の事業に附帯する据付工事及び保全に係る事業。
- ・上記の事業に附帯する一切の事業。

5. 承継する予定の資産及び負債(2006年9月30日現在)

項目	帳簿価額
資産	100,829 百万円
負債	89,314 百万円

6. 分割後の日立 GE ニュークリア・エナジーの状況

項目	内容
商号	日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社 (英文表記:Hitachi-GE Nuclear Energy, Ltd.)
本店所在地	茨城県日立市幸町三丁目1番1号
代表者	羽生 正治
資本金	5,000 百万円
従業員数	約 1,500 名
主な事業内容	発電用軽水型原子炉施設、高速増殖炉施設、原子燃料サイクル関連施設及びその他関連製品の設計、製造、販売、据付及び保守に関する業務

7. 分割後の日立の状況

- (1) 日立において、商号、事業内容、本店所在地、代表者変更はありません。
- (2) 日立の連結の業績に与える影響は、軽微です。

以上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
